

## 第 8 3 号議案

### 長岡京市情報公開条例及び長岡京市個人情報保護条例の 一部改正について

長岡京市情報公開条例（平成 1 1 年長岡京市条例第 1 7 号）及び長岡京市個人情報保護条例（平成 1 1 年長岡京市条例第 1 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

#### （提案理由）

デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 3 6 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の制定に伴い、情報公開制度及び個人情報保護制度を適正に運用するための規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市情報公開条例及び長岡京市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(長岡京市情報公開条例の一部改正)

第1条 長岡京市情報公開条例(平成11年長岡京市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公開しないことができる情報)</p> <p>第6条 実施機関は、情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ 【略】</p> <p>(2)～(8) 【略】</p> <p>(公開請求の方法)</p>	<p>(公開しないことができる情報)</p> <p>第6条 実施機関は、情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～オ 【略】</p> <p>(2)～(8) 【略】</p> <p>(公開請求の方法)</p>

改正後	改正前
<p>第8条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>公開請求に係る情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>第8条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>公開の請求に係る情報を特定するために必要な事項</u></p> <p>(3) 【略】</p> <p>2 【略】</p>

(長岡京市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 長岡京市個人情報保護条例（平成11年長岡京市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(7) 【略】</p> <p>(8) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(4)～(7) 【略】</p> <p>(8) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）</p>

改正後	改正前
<p>じ。)を除く。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(9)～(11) 【略】 (訂正等請求に対する決定等)</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>7 実施機関は、第1項の規定による訂正をする旨の決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)又は事業を営む個人をいう。</p> <p>(9)～(11) 【略】 (訂正等請求に対する決定等)</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>7 実施機関は、第1項の規定による訂正をする旨の決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長岡京市情報公開条例第6条第1号の改正並びに第2条中長岡京市個人情報保護条例第2条第2号、第3号及び第8号の改正は、令和4年4月1日から施行する。